

◎新潟県告示第554号

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）第2条第2項の規定により、平成7年12月1日新潟県告示第2858号で指定した次の港湾施設を廃止する。

平成27年3月31日

直江津港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

区 分	名 称	位 置	数量及び能力
荷さばき施設	直江津港移動式 タワークレーン 5号機	上越市大字 直江津字名 古の浦地内	数量 1基 荷役能力 1時間 400トン (対象船舶50,000D/W) 吊上荷重(定格総荷重×作業半径、ただし自重含む) フック作業 (25トン×16.5メートル、15トン×23.7メートル) バケット作業 (15トン×23.7メートル) フック装置 (25トン吊一式) グラブバケット 4.5立方メートル、8立方メートルバケット及びタグライ ン一式